住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令
- （イ）第４１条
  - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
    - （ａ）新築されたもの
    - （ｂ）建築後使用されたことのないもの
  - 特定認定長期優良住宅
    - （ｃ）新築されたもの
    - （ｄ）建築後使用されたことのないもの
  - 認定低炭素住宅
    - （ｅ）新築されたもの
    - （ｆ）建築後使用されたことのないもの
- （ロ）第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）
  - （ａ）第４２条の２の２に規定する特定の増改築がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
  - （ｂ）（ａ）以外

の規定に基づき、下記の家屋　　年　　月　　日　（ハ）新築　　がこの規定に該当
（ニ）取得
するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	広陵町
家屋番号	
取得の原因 （移転登記の場合のみ）	（１）売買　　（２）競落

年　　月　　日

広陵町長　　印